

平成 23 年 11 月 16 日

資 料

(その他要望にない項目等)

目 次

1. 政策税制措置の延長

- ① 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長 1
- ② 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限の延長 1
- ③ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長 1
- ④ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長 1

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<相続税・贈与税関係>

- ⑤ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し 2

<自動車重量税関係>

- ⑥ 自動車重量税印紙の交換制度の創設 2

(2) 税務手続の明確化・簡素化等

<所得税関係>

- ⑦ 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化 2
- ⑧ 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し 3

<相続税関係>

- ⑨ 相続税の連帯納付義務の見直し 3

(3) 課税の適正化

<所得税関係>

- ⑩ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設 3

その他要望にない項目等

○納税環境の整備を推進する等の観点から、以下の項目について、24年度改正で措置することを検討してはどうか。

1. 政策税制措置の延長

① 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限の延長

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の方法に比べ、その支出額の40%の法人税を課税する特例の適用期限を延長する。

② 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限の延長

中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない措置の適用期限を延長する。

③ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を延長する。

④ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を延長する。

2. その他

(1) 納税者利便の向上

<相続税・贈与税関係>

⑤ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し

〔 相続税・贈与税の延納手続等について、災害等やむを得ない場合には、納税者の準備期間又は国（税務署）の審査期間に一定期間を加算する。 〕

<自動車重量税関係>

⑥ 自動車重量税印紙の交換制度の創設

〔 自動車重量税印紙については、印紙を所持している業者等において、印紙を死蔵させることなく、納税を行えるよう、収入印紙にも設けられている交換制度を新たに創設する。 〕

(2) 税務手続の明確化・簡素化等

<所得税関係>

⑦ 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化

〔 給与所得者が源泉徴収義務者を經由して税務署長に提出する「扶養控除等申告書」等については、実務上、源泉徴収義務者が保管の上、源泉徴収事務等に活用していることから、法令上も源泉徴収義務者の保管を明確化する。 〕

⑧ 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し

常時雇用者が10人未満の場合における源泉所得税の納期限に関する次の2つの特例について、小規模事業者の事務負担や制度簡素化の観点から、制度を一本化し、納期限を7月10日及び翌年1月20日とする。

- ① 半年分まとめてそれぞれ7月10日及び翌年1月10日に納付できる特例
- ② ①の翌年1月10日の納期限を翌年1月20日にする特例（滞納がある年を除く。）

<相続税関係>

⑨ 相続税の連帯納付義務の見直し

他の相続人の相続税を納付する義務を負う連帯納付義務について、連帯納付の実態等を踏まえた見直しを行う。

(3) 課税の適正化

<所得税関係>

⑩ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設

外国法人の子会社である内国法人又は外国法人の国内支店の従業員等が、その外国法人から付与されたストック・オプションを行使して当該外国法人の株式等を取得したときは、当該内国法人等は、当該ストック・オプションの行使等に関する調書を提出しなければならないこととする制度を創設する。

(注) 当該外国法人の株式の交付に代えて現金が給付される場合も、同様とする。